

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 氏 名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所						連絡先(電話番号)							
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積(㎡)	耕作者の氏 名	市街化区域・市街化調整区域の別							
			登記簿	現況										
計		㎡ (田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡)												
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細											
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和 年 月 日から 年間												
		(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計		
	名称			棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
	土地造成					㎡				㎡				㎡
	建築物					㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
	小 計					㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
	工作物					㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
	小 計					㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
計				㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡		
4 資金調達についての計画	(1) 建築費	円	(1) 自己資金		円	(2) 金融機関等借入 円 (金融機関名:)								
	(2) 造成費	円	(2) 金融機関等借入		円									
	(3) 土地取得費	円	(3) その他		円									
	(4) 諸経費	円												
	合計	円	合計		円									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要														
6 その他参考となるべき事項	☐ 都市計画法第29条開発行為許可申請(同法第34条 号該当) ☐ 都市計画法第29条開発行為許可申請外													
	☐ 熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例(埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例)													
	☐ 熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例													
	☐ 道路占用許可申請 ☐ 公共物使用許可申請													
	☐ その他必要とする手続き等 手続き名: _____													
	土地改良区の意見書 有 ・ 無 ・ 地区外													
	農業振興地域内農用地区域 内農地(青地) ・ 外農地(白地) ・ 地域外													
	外農地(白地)の内、 重要変更(除外) ・ 軽微変更 変更年月日: _____													
	☐ 内農地(青地)である場合、農業振興地域整備計画の達成への支障がないことを確認済み													
	☐ 地域計画の達成への支障がないことを確認済み													

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 6 当該申請に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合(上記5を除く。)には、法令の手続きの名称、法令を所管する行政機関の名称(担当課所名)及び手続きの進捗状況を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(本人確認に係る留意事項)

- 1 申請者が窓口で申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
- 2 上記1以外の場合(代理人が持参する場合や郵送する場合等)、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
- 3 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。
- 4 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話等で申請書の内容について確認する場合があります。

(その他留意点)

添付を求めない他法令の許可状況等について、法令を所管する行政機関へ確認する場合があります。